# 人事・労務相談 Q&A

労使間のトラブルを防止し、適正な人事・労務管理を進めるためにご活用ください。

（公社）神奈川労務安全衛生協会
（神奈川労働局　監修）

## ● 雇用調整助成金の活用 ●

**Q** 震災後、観光客が激減して、休業を検討しています。今後、雇用調整助成金を活用したいと思います。利用しやすくなったと聞いていますが、申請する際のポイントを教えてください。

**A** 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に休業等を行った場合に、雇用の安定的確保のために当該休業等に係る休業手当相当額の一部（中小企業で原則８割）を助成する制度です。

この助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」により事業活動が縮小した場合についても利用することができます。具体的には、①人的・物的交通の阻害又は途絶　②需要の減少又は集客困難（風評被害含む）　③従業員の出勤困難　④事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配・修理部品の調達困難による、早期修復不可能による事業活動の阻害等です（避難指示などの法令上の制限等の直接的な理由によるものは該当しません）。

また、この場合支給要件の緩和も行っています。

●主な支給要件

① 雇用保険の適用事業所であること

② 最近３ヵ月の生産量・売上高等がその直前３ヵ月間又は前年同期に比べ５％以上減少している。

●震災に伴う特例

① 東京を除く災害救助法適用地域に所在する事業所

② ①に該当する事業所と一定規模以上（総事業量等に占める割合が１/３以上）の経済的関係を有する事業所（被災地域関連事業所）

③ ②に該当する事業所と一定規模以上（総事業量等に占める割合が１/２以上）の経済的関係を有する事業所（二次下請等事業主）

以上の場合は最近３ヵ月ではなく最近１ヵ月の生産量・売上高等がその直前１ヵ月間又は前年同期に比べ５％以上減少していれば対象となります。

また、特例の支給対象期間（１年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能となります。

●申請に向けてのポイント

① 休業は労働環境に係る重大な問題のため、従業員の理解を求め、労使協定を締結することが必須条件です。

② 休業等を行う場合は事前に計画届を提出する必要があります。

詳しくは各労働局・厚生労働省のホームページをご覧の上、最寄りの労働局の助成金担当窓口・ハローワークにお尋ねください。

## ● 災害による行方不明者の家族の労災補償 ●

**Q** 災害により行方不明となった労働者の家族の労災補償について教えてください。

**A** 生死不明のまま長期間が経過する場合、生存したままとするとその人を取り巻く法律関係はいつまでも不安定な状態になるため、「失踪宣告」という制度が作られています。７年間生死不明の状態が継続すると死亡したものとみなす普通失踪（民法第30条第１項）と、船舶の沈没など死亡した可能性が高い危難に遭った場合は１年間の生死不明で認められる特別失踪（危難失踪）があります（民法第30条第２項）。失踪宣告は利害関係人の請求で家庭裁判所が審判を行い宣告するものです。この失踪宣告のほかに、水難等により死亡したことは確実であるが遺体が見つからない場合、取調べを行った官庁の報告により市町村長が戸籍上死亡とする死亡認定制度があります（戸籍法第89条）。

●労災保険法には民法の失踪宣告を緩和する、いわゆる「死亡の推定」規定が置かれています。船舶の沈没、行方不明等の際その船舶に乗っていた労働者の生死が３ヵ月間不明な場合や、死亡は明らかになったが死亡の時期が不明である場合には、遺族補償給付等については船舶が沈没した日や行方不明になった日に死亡したものと推定することとしています。航空機の墜落等も同様です（同法第10条）。
この緩和規定は短期間で遺族補償やその他の給付を迅速に行うための特別な規定であり、その効果は推定であって、当該労働者が生存していることや、他の時期に死亡したことを主張する者は、それを証明すれば死亡の推定を覆すことができ、保険給付した後に生存が明らかとなった場合には保険金は回収されることになります。

●東日本大震災では被災企業や労働者等の早期の復興・生活再建を目的とする「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が制定され、災害救助法により指定された特定被災区域において、平成23年３月11日に発生した東日本大震災により行方不明となった者の生死が３ヵ月分からない場合、またはその者の生死が地震発生の日から３ヵ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合は、労災保険法の死亡に係る給付については、地震発生の日に、その者は死亡したものと推定して遺族（補償）給付等を行う特例規定が設けられました。この特例規定は、石綿救済法に基づく特別遺族給付金に係る未支給給付、中退金共済法に基づく死亡に係る退職金についても適用されます。

◎ **お知らせ：8月2日（火）労災補償の実務、8月5日（金）賃金・退職金セミナーを開催します。詳しくは、（公社）神奈川労務安全衛生協会のホームページをご覧ください。**

## 災害一口メモ

**◇災害発生概要：**

平成22年９月に食品加工工場で発生した災害です。被災者（女性、40歳代、経験２年、パート従業員）は、材料充填ラインの品種切り替え作業中に主電源を切らずに行っていたＡ作業員の手伝いで、充填部分のピストン分解作業を行っていたが、Ａ作業員が誤ってフットスイッチに触れたため、可動部分が作動し、シリンダーと可動部分の間に左手が挟まれ、左手薬指と小指を骨折し１ヶ月を超える休業災害となりました。

災害の型は「挟まれ・巻き込まれ」です。

直接原因は「充填ラインの主電源を切らずに作業した」不安全行動です。

間接原因は「作業手順の無視」です。

**◇再発防止対策：**

安全及び作業手順通り行うように再教育、また再訓練を徹底して行うことです。

**◇解説：**

食料品製造業は女性パート従業員が多く、品種切り替えや清掃作業等が日常的に行われる危険の多い職場です。その際には、２～３人の作業となり、特に経験の少ないパート従業員は補助的な作業手伝いになりますが、作業リーダーが手順を省略するとパート従業員を巻き込む災害発生になります。弱い立場のパート従業員を守る意味でも、管理責任者及び第一線管理者は、作業リーダーが徹底的に手順の省略をしないよう指導する必要があります。教育訓練で得た知識は時間の経過とともに劣化します。熟練者等のベテランに、定期的に繰り返し手順の再訓練が必要です。“急いては事を仕損じる”です。

ご意見をお待ちしております。

（社）日本労働安全衛生コンサルタント会　e-mail: conkanashibu@ybb.ne.jp
（文責　　中村　幸男）